

IV-28 災害時における相互協力に関する協定（立教学院）

豊島区を「甲」とし、学校法人立教学院を「乙」とし、甲乙の間において東京都が指定する避難場所運用の際の相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・児童及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- (2) 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。
- (3) 乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。
- (4) 乙は、災害時に避難所として地域住民に開放する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要がある場合、前条第4号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成15年11月28日から平成16年11月27日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年11月28日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 学校法人立教学院
理事長 小宮山昭一